

2019年6月14日

福島県原子力安全対策課 御中
福島県生活環境部 御中
福島県地域医療課 御中
福島県災害対策本部 御中

菅野みずえ（浪江町から兵庫県に避難）
武藤類子（三春町在住）
満田夏花（国際環境 NGO FoE Japan）

3・11後のスクリーニングについてのご質問

質問者の一人、菅野みずえは、浪江町津島地区に居住していました。2011年3月11日の東日本大震災とそれに続く原発事故により3月15日、避難を強いられました。菅野みずえの避難時およびその後の状況を以下にまとめました。

2011年3月15日、郡山の体育館で、スクリーニングを受けました。全身を測定器で測ったところ、針が振り切れました。測定していた人に「どこから来たのですか」ときかれ「浪江の津島です」と答えると、その人が「また津島だ」と他の人に言ったことを覚えています。

一番上にはおっていた上着を脱がせられ、厚手のビニール袋に入れてわたされました。なるべく早く手や髪を洗うように言われました。

それ以外は、名前もきかれなければ、測定結果の記録ももらえませんでした。あとになって、報道でスクリーニングの基準が10万cpmに引き上げられたことを知りました。また、福島県のマニュアルに従えば、13000cpm以上であれば、一次除染後、再度の検査を受け、甲状腺検査や鼻腔スミアなども受けることになっていたこと、測定結果の記録ももらえたことを知りました。

私はその後、甲状腺がんを発症しました。被ばくが原因ではないかと疑いましたが、何の記録も残っておらず、医師にその状況を理解してもらうことが出来ませんでした。

甲状腺がんになったこともさることながら、もしあのとき、マニュアルどおりの手続きが行われれば、きちんと医療的処置も受けれたかもしれない、記録も残されたかもしれないと思うと、くやしくてなりません。

どういう事情で、スクリーニングの手続きが簡略にされたのか、知りたいと考えています。

私たちは情報開示請求により、「福島県緊急被ばく医療マニュアル（平成16年3月改定版）」を入手しました。マニュアルではスクリーニングレベル①（40ベクレル/cm²、13000cpm相当）を超える場合は、一次除染を行い二次スクリーニ

ングに進み、鼻腔スミアや甲状腺検査を行うこと、さらにスクリーニングレベル②を超える場合は、内部被ばくを想定した応急治療を行うことが書かれています。これを踏まえ、以下質問します。

1. 2011年3月15日、郡山市体育館におけるスクリーニングを受けた人数、うち13,000～10万cpm、10万cpm以上であった人の人数をおしえてください。また、福島県全体でのスクリーニング場所ごと日別のスクリーニングを受けた人数、13,000～10万cpm、10万cpm以上の人数を教えてください。
2. 甲状腺検査、鼻腔スミア検査を受けた人はいますか。
3. 内部被ばくのおそれがあるとして、医療機関に搬送された人はいますか。
4. 郡山市体育館における責任者の氏名と所属、人員体制について教えてください。
5. スクリーニングにあたって、「福島県緊急被ばく医療マニュアル」は参照されたのでしょうか。
6. スクリーニングレベル①超の人に対して、一次除染、再検査が行われなかった理由について教えてください。
7. 鼻腔スミア、甲状腺検査が行われなかった理由を教えてください。
8. スクリーニングを受けた人に対して記録が渡されなかった理由を教えてください。
9. スクリーニング手続きを簡略化するという意思決定はどなたがおこなったのでしょうか。
10. この意思決定は、福島県では誰が協議に加わっていたのでしょうか。

以上よろしく願いいたします。

連絡先：国際環境 NGO FoE Japan
〒173-0037 東京都板橋区小茂根 1-21-9
TEL: 03-6909-5983 / FAX: 03-6909-5986